

令和元年度「秦野市子ども・子育て支援事業計画」
に係る具体的支援策等実施状況報告書

令和2年10月
秦野市

はじめに

1 目的

秦野市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）において、秦野市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）における施策の実施状況を調査審議するために、報告書としてとりまとめ、第2期計画の推進や見直し等に反映させていきます。

2 内容

本報告書は住民代表や学識者、関係機関から成る会議において、事業内容の評価と改善についての検討を行い、計画の具体的支援策の実績確保量、実施状況及び改善点等を調査審議するものです。

3 実施状況表

計画書掲載頁	計画書項目	具体的支援策等	事業内容	計画における令和元年度目標確保（見込）量	各課等の令和元年度目標確保量	令和元年度実績確保量	令和元年度実施状況及び効果	今後の取組み（第2期計画における取組み・位置付け）	担当課等の評価	担当課等
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪

- ① 計画書掲載頁
計画書の掲載頁を記載しています。
- ② 計画書項目
計画書の項目番号を記載しています。
- ③ 具体的支援策等
具体的支援策等の名称を記載しています。
- ④ 事業内容
事業の内容を記載しています。
- ⑤ 計画における令和元年度目標確保（見込）量
計画書掲載の、令和元年度の目標確保量です。計画において、目標確保量が数値として示されていない場合、見込量を記載しています。また、目標確保量・見込量がともに設定されていない場合、「－」を記載しています。
- ⑥ 各課等の令和元年度目標確保量
各課等における令和元年度の目標確保量です。確保量の設定が難しい場合、「－」を記載しています。
- ⑦ 令和元年度実績確保量
令和元年度の実績事業量です。数値での表記が難しい場合、「－」を記載しています。
- ⑧ 令和元年度実施状況及び効果
令和元年度の実施状況及び効果を記載しています。
- ⑨ 今後の取組み
今後の取組み（第2期計画における取組み・位置付け）について記載しています。
- ⑩ 担当課等の評価
⑤の「目標確保（見込）量」（⑤がない場合は、⑥の「目標確保量」）に対し、⑦における実績確保量について、A～Dの4段階で評価を記載しています。

A	計画どおり・計画を上回った（100%以上）
B	概ね計画どおり（80%から99%まで）
C	若干異なった（50%から79%まで）
D	大きく異なった（0%から49%まで）

- ⑪ 担当課等
担当課等を記載しています。

令和元年度 秦野市子ども・子育て支援事業計画に係る具体的支援策等実施状況

第4章 子ども・子育て支援施策

計画書掲載頁	計画書項目	具体的支援策等	事業内容	計画における令和元年度目標確保(見込)量	各課等の令和元年度目標確保量	令和元年度実績確保量	令和元年度実施状況及び効果	今後の取組み(第2期計画における取組み・位置付け)	担当課等の評価	担当課等
P32	4-1-(1)	教育・保育の量の確保	認可保育所の新・増設(定員増含む)や公立幼稚園の公私連携型認定こども園化などの確保方策を進め、平成31年度末を目標年次として教育・保育の場の提供と量の確保を進めます。	1号認定 : 2, 717人 2号認定 : 1, 518人 3号認定(0歳) : 154人 3号認定(1~2歳) : 942人	1号認定 : 2, 717人 2号認定 : 1, 518人 3号認定(0歳) : 154人 3号認定(1~2歳) : 942人	1号認定 : 2, 717人 2号認定 : 1, 473人 3号認定(0歳) : 244人 3号認定(1~2歳) : 821人	・みなみがおか幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園に移行し、定員拡大(1号認定100人、2号3号認定90人) ・令和2年4月1日からの定員変更に向けた取り組みを進めた。(公立こども園において3号定員16人増、2号定員9人増、1号定員250人減。私立の認定こども園及び保育所において、保育利用定員6人減。)	・第2期計画における目標確保量に応じ、引き続き教育・保育の場の提供と量の確保を進める。	B	保育こども園課
P33	4-1-(2)	教育・保育の質の向上	短期大学等の指定保育士養成施設や大学等との連携を図り、幼稚園教諭と保育士に対し十分な研修と処遇の改善を行い、保育量だけでなく質の確保に努めます。	—	—	—	・職員の資質向上を図るため、研修情報の提供に努めたほか、市独自の研修事業も実施した。	・引き続き、職員の資質の向上を図るための研修情報の提供に努めるとともに、必要に応じた支援を行う。	A	保育こども園課
P34	4-2-(1)	利用者支援事業(保育コンシェルジュ)	子育て家庭からニーズの多い、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関するきめ細やかな情報提供や相談、助言を実施する相談員を配置し、保育を希望する保護者の相談に応じ、個別ニーズに合った保育サービスの情報提供に努めます。	保育コンシェルジュ : 1人	保育コンシェルジュ : 1人	保育コンシェルジュ : 1人	・教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、保護者の相談に応じ、必要な情報提供・助言を行った。	・引き続き、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、保護者の相談に応じ、必要な情報提供・助言を行う。	A	保育こども園課
	4-2-(2)	地域子育て支援拠点事業	乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図り、育児相談ができる場を、身近な地域に設置し、子育てに対する負担感の緩和、社会的孤立の解消などを図ります。	ほげっと21 : 7箇所	ほげっと21 : 7箇所	ほげっと21 : 7箇所 ちっちゃなて : 1箇所	鶴巻地区すんでよかつたまちづくり協議会が運営する「ちっちゃなて」を地域子育て支援拠点事業に位置付け、ほげっと21が未設置であった鶴巻地区に新たな拠点を設置し、保護者が利用しやすい環境整備を行った。	・引き続き、交流の場を提供し、子育てに関する不安や負担感の緩和、社会的孤立の解消を図るとともに、より多くの保護者が利用しやすい環境整備に取り組む。	A	子育て総務課
P35	4-2-(3)	妊婦健診事業	妊婦の健康保持及び健康な赤ちゃんを産み育てるため、妊婦と胎児の健康管理に努めます。	事業対象者見込み量 : 13, 500回	事業対象者見込み量 : 13, 500回	妊娠中14回の健診について 延受診者数: 9, 707回	・妊婦届出の際に、母体と胎児の健康増進のために、受診に関する説明とともに受診勧奨を行った。また、里帰り出産等での償還払いの説明などの説明を丁寧に行うことで、継続的に受診することの必要性を伝えた。 ・妊婦健康診査で支援が必要とされた妊婦に対する支援を充実するために、積極的に産科医療機関との連携に努めた。	・引き続き、妊婦健康診査の重要性について伝えて、母体と胎児の健康管理に努める。 ・妊婦健康診査を通して必要とされる支援を充実していくために、医療機関との連携を更に図っていく。	C	こども家庭支援課

計画書掲載頁	計画書項目	具体的支援策等	事業内容	計画における令和元年度目標確保(見込)量	各課等の令和元年度目標確保量	令和元年度実績確保量	令和元年度実施状況及び効果	今後の取組み(第2期計画における取組み・位置付け)	担当課等の評価	担当課等
P35	4-2-(4)	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につなぐことにより、子どもの健やかな成長を図ります。	事業対象者見込み量：1,098人	事業対象者見込み量：1,098人	訪問人数：806人	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児訪問事業による訪問は(第1子、低出生体重児等)は481人。 ・こんにちは赤ちゃん訪問事業による訪問(新生児訪問以外の第2子以降)は325人。 ・子育て家庭の状況を把握し、育児不安の軽減や地域からの孤立を防ぐとともに、支援が必要な家庭を早期に把握し適切な支援に繋げている。 ・対象者は834人で、実施率は96.6%となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に訪問を実施する。 ・訪問を希望しない家庭など未訪問家庭の減少に努め、支援が必要な家庭を早期に把握し、対応する。 	C	こども家庭支援課
	4-2-(5)	養育支援訪問事業	継続して養育に関する支援が必要と判断した家庭に訪問し指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。	事業対象者見込み量：20人	事業対象者見込み量：20人	訪問人数：26人	<ul style="list-style-type: none"> ・育児家事援助1人(1世帯)、専門的相談支援26人(14世帯)。 ・育児家事援助は、社会福祉協議会に委託しホームヘルパーを派遣し、専門的相談支援は、こども家庭支援課(保健師、保育士等)が対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が必要な家庭を訪問し、育児や家事の直接的援助や専門的な相談支援を実施することで、適切な養育の確保に努める。 	A	こども家庭支援課
P36	4-2-(6)	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	保護者の病気その他の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行います。現在、市内に児童養護施設等がないことから具体的な確保方策を設定していませんが、今後、既存事業や施設の活用を含め、ニーズに対応した取り組みを検討していきます。	事業対象者見込み量：3,347人日 ※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×利用日(延べ人数)です。	事業対象者見込み量：3,347人日 ※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×利用日(延べ人数)です。	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に児童養護施設等がないため、近隣市町の広域利用が可能な施設での受け入れを検討するとともに、非施設型(訪問型)や既存事業との複合的な実施について検討する。 	-	子育て総務課
	4-2-(7)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	地域の支援員が連携して子育て支援を行う事業として定着していますが、多様化する保育ニーズに対応できるよう取り組んでいくとともに、制度の内容を知らない保護者もいるため、新たな周知方法を検討し、利用者の拡大を図ります。	支援会員数：9,000人日 ※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×利用日(延べ人数)です。	支援会員数：9,000人日 ※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×利用日(延べ人数)です。	支援会員数：9,000人日(実利用者数：5,892人日) ※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×利用日(延べ人数)です。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の社会進出が進み、多様化する保育ニーズに対応できるよう、研修を実施、支援員確保に努めた。年度末から発生したコロナ禍の影響で、保護者が在宅ワーク、休職となったこと、送迎が必要だった習い事が休みとなったことなどから、活動件数が減となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、多様化する保育ニーズに対応できるよう取り組むとともに、制度を知らない保護者も多くいるため、より効果的な周知方法を検討し、依頼会員、支援会員双方の登録の増員に努める。 	A	子育て総務課

計画書掲載頁	計画書項目	具体的支援策等	事業内容	計画における令和元年度目標確保(見込)量	各課等の令和元年度目標確保量	令和元年度実績確保量	令和元年度実施状況及び効果	今後の取組み(第2期計画における取組み・位置付け)	担当課等の評価	担当課等
P37	4-2-(8)	①市立幼稚園預かり保育	市立幼稚園14園のうち13園(1園は一時預かりを実施)で実施しており、引き続き、保護者の就労や疾病のほか、リフレッシュ、園児同士の交流など多様化するニーズに対応していきます。	確保量 : 23, 100人日 ※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×開設日(延べ人数)です。	確保量 : 23, 100人日 ※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×開設日(延べ人数)です。	確保量 : 38, 400人日 ※8園×20名定員×240日開設として算出	・令和元年度の延べ利用人数は12,077人。 ・園児数の減少及び3月は、新型コロナウイルス感染症対策として、原則就労等を理由とした利用に限定したことにより、延べ利用人数は減少したが、一人当たりの平均利用日数は、前年度の約4.4日に対し、今年度は約4.6日とやや増加した。	・引き続き、安定した受け入れ態勢を確保するとともに、リフレッシュ利用を促進するなど、子育て支援の充実に努める。	A	教育総務課
		②一時預かり事業(保育所等)	一時預かり事業に影響を与えている待機児童対策を一層強化するとともに、民間保育所等と連携し、実施する保育所の拡充を図っていきます。	確保量 : 10, 453人日 ※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×開設日(延べ人数)です。	確保量 : 10, 453人日 ※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×開設日(延べ人数)です。	確保量 : 14, 834人日 ※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×開設日(延べ人数)です。	・保護者の一時的な疾病、出産、介護等の多様な保育需要に対応するため、公立認定こども園5園及び民間保育所等10園において実施した。	・一時預かり事業に影響を与えている待機児童対策を一層強化するとともに、新規に開設する保育所等での実施について事業者に投げかけるなど、安定的な確保を推進する。	A	保育こども園課
P38	4-2-(9)	延長保育事業	多様化する保育ニーズへの対応や新制度の施行に伴い、利用児童数の増加が見込まれることから、延長保育実施園に対する支援を継続します。	実施施設 : 18箇所	実施施設 : 18箇所	実施施設 : 33箇所	・公立認定こども園5園及び民間保育所等28園において実施した。	・多様化する保育ニーズに対応していくため、今後も、引き続き延長保育実施園に対する支援を継続する。	A	保育こども園課
	4-2-(10)	病児・病後児保育事業	本市では、新たな子育て支援策として、平成26年10月からひろはたこども園において病気の回復期にある児童を看護師と保育士が付き添い、専用の保育室で保育する病後児保育事業を開始しました。これにより、児童の早期回復と保護者の子育てと就労等の両立を支援していきます。	確保量 : 738人	確保量 : 738人	確保量 : 738人	・利用実績84人 ・市内保育所などへのパンフレット配架等の周知に努めた。また、平成30年4月からは中井町との地域利用協定に基づき中井町の児童を受け入れる体制とした。	・病後児保育事業については、対象となる保護者等に対し周知を働きかけ、児童の早期回復と保護者の子育てと就労等の両立を支援する。 ・病児保育事業費については、非施設型(訪問型)による実施も検討する。	A	保育こども園課
P39	4-2-(11)	放課後児童健全育成事業	保護者のニーズに対応でき、また、今後も安定した受入れに向けて、環境整備に取り組むとともに、民間事業者に対する支援に取り組めます。放課後子ども教室については、拡充に向けて実施を希望する学校区の調査、把握に努めています。	確保量 : 1, 100人	確保量 : 1, 100人	確保量 : 1, 100人	・利用率は過去の平均で登録児童数の70%程度を見込んでいるため確保量分の人数は確保できている。	・放課後児童健全育成事業(放課後児童ホーム)の安定した運営に努めるとともに、民間学童保育への支援を継続する。 ・放課後児童ホームと放課後子ども教室の一体的な運営について、小学校の余裕教室等の活用を踏まえながら順次実施する。	A	こども育成課

計画書掲載頁	計画書項目	具体的支援策等	事業内容	計画における令和元年度目標確保(見込)量	各課等の令和元年度目標確保量	令和元年度実績確保量	令和元年度実施状況及び効果	今後の取組み(第2期計画における取組み・位置付け)	担当課等の評価	担当課等	
P41	4-3-(2)	①児童虐待防止									
		こども相談	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会の機能を活用し、関係機関と連携した要保護児童支援を行います。	—	家庭相談員6人、児童心理相談員2人、心理相談員2人を配置し、18歳未満の子どもに関する相談に対応する。	家庭相談員6人、児童心理相談員2人、心理相談員2人を配置し、18歳未満の児童に関する相談に対応した。	・新規延べ相談人数 (1) 養護相談：301人 (2) 保健相談：2人 (3) 障害相談：16人 (4) 非行相談：2人 (5) 育成相談：180人 (6) その他：4人 ・子どもの発達検査や心理面接、保護者への相談対応を通して、養育や生活に関する不安・負担を軽減し、保護者の養育を支援することができた。	・相談員の増員及び質の向上を図り、子ども家庭総合支援拠点の充実を図る。	A	こども家庭支援課	
		②ひとり親家庭の自立支援の推進									
		母子家庭等自立支援教育訓練給付事業	母子家庭等の自立を促進するために、スキルアップを支援します。母(父)子家庭の母(父)が雇用保険の教育訓練給付の講座を受講し、終了した場合に経費の一部を支給します。	—	対象者：3人	対象者：8人	・母子家庭等の親が資格を取得することにより、就業につながり生活の安定を図ることができた。	・様々な機会を利用して事業の周知を図り、利用者の拡大に努める。 ・国において母子家庭等の自立支援が推進される中、本市でも引き続き支援する。	A	子育て総務課	
		母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母(父)子家庭の母(父)が就職を容易にする資格を取得し、生活の安定を図ることができるように支援します。養成機関で1年以上の教育課程を終業し、対象資格の取得が見込まれる者に一定額を支給します。	—	対象者：13.5人	対象者：10人	・母子家庭等の親が資格を取得することにより、就業につながり生活の安定を図ることができた。	・様々な機会を利用して事業の周知を図り、利用者の拡大に努める。 ・国において母子家庭等の自立支援が推進される中、本市でも引き続き支援する。	C	子育て総務課	
P42		③障害児施策の推進									
		障害児デイサービス事業(たんぼぼ教室)	発達の遅れや障害の疑いがある就学前の児童に対し、心身の発達を促し、機能回復を図るため、個々の状況にあわせた訓練指導を行うとともに、保護者への指導・助言をあわせて行います。	—	利用者数(実利用人数)：600名/年間	利用者数(実利用人数)：593名/年間	・心身に発達の遅れや障害のある就学前の児童とその親に対して実施した。 ・「食事」「排泄」「着脱」などの日常生活訓練を実施し、児童のよりよい発達を促す。	・保護者面接を定期的実施、日々の療育についての記録を充実させるなど改善を図る。	B	障害福祉課	
		ことばの相談室	就学前の児童(健常児・障害児)を対象に、言葉の発達上の問題及び精神発達上の問題について、相談・指導・訓練を行います。	—	新規発達検査：170件	新規発達検査：158件	・近年グレーゾーン(境界線級)と言われる児童の利用が増えている。 ・心理・発達検査のほかに個別訓練、グループ訓練を行い、発達に応じた訓練を実施するなど療育の充実に努めた。 ・申請者数は232件(平成30年度は202件)となっている。	・限られた予算の中、利用者数の増大に対応するため、たんぼぼ教室と連携しながら充実を図る。 ・新規で発達検査を受ける方の待ち時間を解消する。	B	障害福祉課	

計画書掲載頁	計画書項目	具体的支援策等	事業内容	計画における令和元年度目標確保(見込)量	各課等の令和元年度目標確保量	令和元年度実績確保量	令和元年度実施状況及び効果	今後の取組み(第2期計画における取組み・位置付け)	担当課等の評価	担当課等
P42	4-3-(2)	障害児早期療育推進事業	就学児童を対象に、障害の早期発見並びに早期療育事業の推進のため、関係機関等が早期に連携を保ち総合的に処遇を図ります。	—	療育相談員：4名	療育相談員：4名	<ul style="list-style-type: none"> 発達に心配のある乳幼児の保護者に対し、療育資源を紹介する療育相談員を配置。 関係機関・施設等と連携を図り、障害の早期発見及び早期療育に努めた。 統合教育・保育の実施に当たり、専門家を交えて早期療育事業推進会議を実施し、統合を利用するべき適切な判断に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 早期療育システムの円滑な運営及び関係機関と連携を推進する。 	A	障害福祉課
		統合保育・教育の実施	<p>集団生活の中で、個別の支援が必要な児童に対する統合保育・統合教育を実施する。</p> <p>また、早期療育システムの円滑な運営及び関係機関との連携を推進します。</p>	—	巡回相談回数：75回	巡回相談回数：93回 (保育園11園×3回=33回、こども園5園×3回=15回、幼稚園8園 計45回)	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の了解の前提のもと、必要によっては園に向向き観察保育を実施しながら運用に努めた。 年3回の巡回相談に療育相談員を派遣し、対象ケースの経過観察に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 早期療育システムの円滑な運営及び関係機関との連携を推進する。 	A	障害福祉課
				—	—	<ul style="list-style-type: none"> 関係各課、認定こども園及び保育所等との連携と情報交換を行ったことにより、統合保育の推進を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、関係各課、認定こども園及び保育所等との連携と情報交換を行うことにより、統合保育の推進を図る。 	A	保育こども園課	
				園児・教職員・保護者等の保育支援や面談等併せて75件の目標を設定し、個別の支援が必要な園児への支援の充実を図る。	園児・教職員・保護者等の保育支援や面談等併せて82件の相談に対応した。	<ul style="list-style-type: none"> 各幼稚園における支援体制を整えるために、臨床心理士等を派遣するとともに、ケース会議の活用をしながら教職員の資質向上に努める。 保護者の了解のもと、園にて観察保育を実施し円滑な運営及び関係機関との連携に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別の支援が必要な就学前園児に対して適切な支援ができるよう取り組む。 	A	教育指導課	
P43	4-3-(3)	働き方の見直しを促進する啓発活動	すべての人が仕事と家庭を両立できるような働き方を選択できるようにするとともに、男性・女性にかかわらず、また労働者・事業者にかかわらず「働き方の見直し」の意識を高めることが必要です。そこで、国や県が実施する各種啓発事業の周知を図っていきます。	—	労働法や仕事と育児・介護の両立に向けた支援制度の活用について、チラシの配架及び市ホームページへの掲載を随時行う。	労働法や仕事と育児・介護の両立に向けた支援制度の活用について、チラシの配架及び市ホームページへの掲載を随時行った。	<ul style="list-style-type: none"> 国、県等と連携し労働法や働き方、仕事と育児・介護の両立に向けた支援制度の活用についてチラシ配架及び市ホームページに掲載することで啓発を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国や県等と連携を図り、労働法や仕事と育児・介護の両立に向けた支援制度の広報や啓発に努める。 	A	産業振興課
		女性の就業支援の充実	現在、市主催の就職支援個別カウンセリングにおいては、女性専用相談日を設置するとともに、保育ボランティアによる保育も実施していますが、さらに就業意欲のある女性を支援していくため、本事業や就労に関する各種相談会等のより一層の周知・利用促進を図っていきます。	—	求職者就職支援カウンセリング時の保育を12回実施し、街頭労働相談会を2回、労働講座を3日間開催する。	求職者就職支援カウンセリング時の保育を12回実施し、街頭労働相談会を2回、労働講座を3日間開催した。	<ul style="list-style-type: none"> 求職者就職支援カウンセリングで女性専用日を4日間実施した。また、保育ボランティアによる保育を4月から毎月1日(計12日)実施し、女性の就労支援に努めた。 県と共催し、街頭労働相談会を2回(10月、2月)実施した。 県と共催し、パワーハラスメント防止対策や、同一労働同一賃金等をテーマとした労働講座を2月、3月に3日間開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 求職者就職支援カウンセリングにおいて、女性専用日や保育の実施日を次年度以降も継続して設置し、女性の就労支援に努める。 引き続き県と共催し、街頭労働相談会及び労働講座を実施し、就労に関する周知を図る。 	A	産業振興課

令和元年度 秦野市子ども・子育て支援事業計画に係る具体的支援策等実施状況

第5章 市独自の支援策

計画書掲載頁	計画書項目	具体的支援策等	事業内容	計画における令和元年度目標確保(見込)量	各課等の令和元年度目標確保量	令和元年度実績確保量	令和元年度実施状況及び効果	今後の取組み(第2期計画における取組み・位置付け)	担当課等の評価	担当課等
P47	5-1-(2)	母子保健コーディネーターの配置	妊娠届出時等の際、妊婦等が抱える不安を受け止め、必要に応じた生活状況を把握し、本人の意思を十分に確認したうえで支援計画を立てます。必要な支援を総合調整し、それらの効果を評価・確認しながら、母子の自立までを包括的・継続的に支えていきます。	—	2名配置	2名配置	・母子保健コーディネーター2名を中心として、全妊婦を対象に面接を行い、母子健康手帳交付を行った。面接の情報から周産期に支援が必要な妊婦には、保健師と助産師により切れ目のない支援に努めた。 ・妊娠中から、電話相談や面接等で支援を行うことで関係性を築き、産後の支援をスムーズに行うことができた。	・「母子保健コーディネーター配置」については目標確保量に設定せず、「子育て世代包括支援センター業務」として取り組む。 ・妊娠期から出産、育児まで、妊産婦と乳幼児(胎児を含む)、その家族の健康の維持向上を図り、特に妊娠届出は、母子保健担当として支援の入口にあたるため、対象者が安心を感じられる拠点として、母子保健コーディネーターを中心とした専門職と顔の見える関係を築けるよう努める。	A	子ども家庭支援課
		産前・産後サポート事業	先輩ママやシニア世代が子育て家庭を訪問し、話し相手と一緒に外出するなどきめ細やかな支援を行います。	—	4か月児健康診査時ふれあいサロンほっとコーナー：874組	4か月児健康診査時ふれあいサロンほっとコーナー：851組	・出産後、市で受診する初めての健診であり、きょうだい児と同行している場合にも保護者は緊張や戸惑いを持つことも多い。サロンがあることで母親等は安心して受診でき、地域の情報を得る機会となった。	・先輩ママやシニア世代にあたる、民生委員・児童委員主体で、社会福祉協議会の協力のもと実施している事業。 国の示す事業内容と体制は異なり、具体的な支援策として位置づけはしない方向。	B	子ども家庭支援課
		産後ケア事業	産後の心身ともに不安定な時期に、家族等から家事、育児等の十分な援助が受けられない者で、母親に体調不良または育児不安等がある母子を対象とし、宿泊やデイケアサービス(母体ケア、乳児ケア、育児に関する指導、カウンセリング等)を実施し、心身の安定と育児不安の解消を図り、児童虐待の未然防止を図ります。	—	・妊娠・出産包括支援事業検討会 1回開催 ・ママと赤ちゃんのための産後ゆったりルーム ほっかほっか 21回開催	・妊娠・出産包括支援事業検討会3回(打合せ含む)開催 ・ママと赤ちゃんのための産後ゆったりルーム ほっかほっか 18回、参加組数125組(新型コロナウイルス感染拡大防止のため2回休止) ・同窓会1回、参加組数15組(新型コロナウイルス感染拡大防止のため1回休止) ・センター以外 弘法の里湯1回(10組) 上幼稚園旧園舎1回(8組)	・令和元年度開始の事業で直営で日帰り型を実施。新生児訪問等で、育児不安がある等継続支援が必要な母子を対象に、助産師、栄養士、保健師等により支援を行った。地区担当の保健師との顔合わせを行い、事業終了後も気軽に相談ができるよう努めた。 ・参加者同士の交流の場や子育てに役立つ資源の説明を行うことで、事業終了後も交流を続けられる機会ができた。 ・妊娠・出産包括支援事業検討会を実施し、日帰り型事業の実施評価や、宿泊型事業についても候補事業者も含め実施に向けた方向性の検討を行った。	・引き続き、日帰り型事業を実施し、ゆったり丁寧な支援することで、心身の安定を図り育児不安の軽減が図れるよう努める。 ・宿泊型事業開始に向けて、民間委託について具体的な方向付けを目指す。	B	子ども家庭支援課
		母子健康手帳の交付及び妊婦面接	妊娠届出書を受理し、母子健康手帳を交付します。妊婦との面接により妊娠から出産に向けた不安等に対応し、子育てまでの継続的な支援の開始とします。	—	・妊娠届出数：850件 ・母子健康手帳交付数：850件	・妊娠届出数：848件 ・母子健康手帳交付数：856件 ・妊婦支援(実)：面接：893件(転入45人も含む) ・電話：288件 ・訪問：19件	・専門職が全妊婦を対象に、面接を行い同時に状況に応じた助言・支援を行った。具体的には同席した父親やパートナーには、パパカードなどを用いながら説明を行い、父親の役割や構成など、同席者にも支援を行った。また、妊娠届出時の面接の際には、充実した支援に向けて、これまで使用していたアンケート内容の見直しや支援プランを作成し提示するなどの工夫を行った。	・「母子健康手帳の交付及び妊婦面接」については目標確保量に設定せず、「子育て世代包括支援センター業務」として取り組む。 以下、「母子保健コーディネーターの配置」と同じ。	A	子ども家庭支援課

計画書掲載頁	計画書項目	具体的支援策等	事業内容	計画における令和元年度目標確保(見込)量	各課等の令和元年度目標確保量	令和元年度実績確保量	令和元年度実施状況及び効果	今後の取組み(第2期計画における取組み・位置付け)	担当課等の評価	担当課等
P47	5-1-(2)	おめでた家族教室(父親母親教室)	夫婦で妊娠・出産・育児等についての知識や技術を習得し、親としての自覚や役割について考える場とします。	—	実施回数：35回(土曜日開催5回を含む) ※祖父母教室年2回 年間参加延人数：480人	<おめでた家族教室> 実施回数：33回(新型コロナウイルス感染拡大防止のため2回休止) 参加延人数：390人(母：264人、父等：126人) ※上記のうち土曜日参加者129人、スペシャル版47人<はじめての祖父母教室> ・実施回数2回 ・参加延人数36人	・新型コロナウイルス感染症拡大防止により一部教室を休止したため、電話支援や個別開催など安全面に配慮した形で支援した。 ・全体の実施回数は、昨年度と比較して減少しているが、新たな試みとして就労等で多忙な夫婦を対象にしたスペシャル版は参加者が多くニーズが高い。 ・祖父母教室は、妊婦又は祖父母のいずれかが市内在住であれば、市外在住の妊婦又は祖父母も受入れており、子育ての支援者として期待できる。	・引き続き、妊娠届出時を中心に教室を周知し、妊娠週数を確認のうえ、特に第1子については、個別に受診勧奨し、安全な出産に向けた支援を行う。 ・産後の母の精神面の変化や夫婦間の協力の必要性について伝え、父親が主体的に行動できるようにする。 ・子育ての支援者となる、祖父母教室も継続実施が必要。	B	こども家庭支援課
マタニティクッキング		妊娠中の栄養、適正な体重増加についての知識や栄養バランスが取れた具体的な食事について体験、支援します。	—	—	—	・おめでた家族教室の2日目として実施した。実績は上記に含む。	・具体的支援策は「マタニティクッキング」ではなく、「おめでた家族教室」に含める。	—	こども家庭支援課	
妊婦健康診査費用助成事業		妊婦の健康管理を図るため、妊娠中14回の健診について助成を行います。	—	妊婦中14回の健診について公費助成 延受診者数：9,800人	妊婦中14回の健診について公費助成 延受診者数：9,707人	・妊娠届出の際に、母体と胎児の健康増進のために、受診に関する説明とともに受診勧奨を行った。また、里帰り出産等での償還払いについて、個別で説明を行うことで、継続的に受診することの必要性を伝えた。	・「妊婦健康診査費用助成事業」を、「妊婦健康診査費用及び妊婦歯科健康診査費用助成事業」とする。 ・妊婦と胎児の健康管理の重要性を十分理解することや費用の負担軽減を図ることにより、妊婦健康診査の定期受診や歯科健康診査を確実に受診できるようにする。また、必要時医療機関との連携により、妊産婦支援の充実を図る。	B	こども家庭支援課	
妊産婦・新生児、未熟児訪問指導		妊産婦・新生児の健康を守るため、助産師や保健師による家庭訪問を行い、日常生活全般における相談等支援を行います。妊産婦の不安緩和や健康管理、産後の経過確認、新生児の健全育成を促進します。	—	妊産婦訪問：620回(延) 新生児訪問：420回(延) 未熟児訪問：100回(延)	妊産婦訪問：621回(延) 新生児訪問：426回(延) 未熟児訪問：94回(延)	・妊娠期から出産、新しく児を迎えるの生活においては、心身ともに不安定になる傾向である。助産師、保健師が訪問し、育児環境、育児手技や児の発育状況、母親の身体状況の確認や助言を行うことで、不安の軽減や児の健全な発育促進に努めた。 ・里帰り先でも訪問などの支援が受けられるよう、他自治体と積極的に連携を図った。	・引き続き、助産師や保健師による家庭訪問を実施し、妊娠期から出産、子育て期にかけての切れ目のない支援に努める。	A	こども家庭支援課	
特定不妊治療費助成事業		不妊症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療を受けた夫婦に対し、治療費の一部を助成します。	—	—	—	助成実施件数：92件	・「神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業」で助成決定された人に、上乗せ助成(上限5万円)を実施。	・「特定不妊治療費及び不育症治療費助成事業」とし、少子化対策の一環として、今後も不妊症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、助成事業を行う。	A	こども家庭支援課
不育症治療費助成事業	不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不育症治療を受けた夫婦に対し、治療費の一部を助成します。	—	—	—	申請なし	・不育症と診断された後、妊娠を継続し出産した人に保険外治療費の2分の1(上限20万円)を助成。令和元年度は申請がなかった。	同上	—	こども家庭支援課	

計画書掲載頁	計画書項目	具体的支援策等	事業内容	計画における令和元年度目標確保(見込)量	各課等の令和元年度目標確保量	令和元年度実績確保量	令和元年度実施状況及び効果	今後の取組み(第2期計画における取組み・位置付け)	担当課等の評価	担当課等
P50	5-2-(2)	家庭訪問・電話相談・所内面接(新生児・未熟児を除く)	育児不安解消、虐待予防等、ハイリスク者を含め、必要と判断した対象(原則、就園前までの乳幼児と親)に実施します。	—	地区担当保健師の訪問延件数: 800件	地区担当保健師の訪問延件数: 817件	・妊娠前から乳幼児まで、継続支援を必要とする家庭に対し、個別対応で実施。	・引き続き、相談したいときに相談ができるよう顔の見える関係を大切に、継続実施する。	A	こども家庭支援課
		乳幼児健康診査	各月齢・年齢に応じた成長・発達の確認、子どもに合った健康の保持増進及び食育やことばの発達への支援を行います。	—	4か月児: 874人 7か月児: 867人 1歳児: 920人(※) 1歳6か月児: 874人 2歳児: 983人 3歳6か月児: 1,054人 ※1歳児健診のみ医療機関委託のため随時実施 他、集団方式により実施回数年各24回	4か月児: 851人 7か月児: 842人 1歳児: 878人(※) 1歳6か月児: 847人 2歳児: 937人 3歳6か月児: 1,015人 ※1歳児健診のみ医療機関委託のため随時実施 集団方式 4か月児 24回 7か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳6か月児は各23回 ※令和2年3月 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4か月児以外各1回休止	・各月齢・年齢に応じた発育・発達の確認のほか、子どもに合った健康の保持増進及び食育やことばの発達を促し、安心して子育てできるよう支援に努めた。 ・年度末は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めて実施した。	・引き続き、集団健診の特性を活かし、妊娠前から継続的な関わりにより、安心して子育てに臨めるよう、育児支援の充実を図る。また、委託健診についても必要時、医療機関連携に努める。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止を十分検討し、配慮した実施に努める。	B	こども家庭支援課
		乳幼児健診未受診者対策	対象月未受診者に対し、受診勧奨文書の送付や電話、訪問により、未受診者の状況把握を行い、確実な健診受診を促す。	—	対象家庭全数に実施	・未受診対象者102件のうち、96件(94.1%)に実施。未実施の6件は、コロナ禍であり電話にて状況確認済み。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止した月は、状況を鑑み、翌年度実施とする。	・未受診者に対し受診勧奨とともに、養育状況や発達の確認をした。必要に応じて、児童福祉担当部署と連携して状況の把握に努めた。	・未受診者対策を独立させず、「乳幼児健康診査」に含める。 ・受診勧奨ハガキの送付、訪問により、受診勧奨及び養育状況の確認について、できるだけタイムリーな実施をし、児童福祉担当部署との連携を引き続き行い、全数把握に努める。	A	こども家庭支援課
		乳幼児経過検診(ニコニコきつず相談)	乳幼児健診等で経過観察を必要とする親子に、医師、管理栄養士、心理相談員、保健師による個別相談を行います。	—	実施回数: 12回 受診者(延): 160人	実施回数: 12回 受診者(延): 187人	・乳幼児健康診査から経過観察が必要であったり、子育てに関する心配がある親子等を対象に、専門的な視点での支援に努めた。	・予約制のため、参加者の個別性に合った専門的支援が可能でありニーズが高い。多職種での相談対応ができる貴重な場であり、継続実施する。	A	こども家庭支援課
		育児講座(目指せイクメン講座)	子どもの成長発達に合った講座を通し、子育てにおける父親の役割について学びます。	—	実施回数: 5回(全て土曜) 参加者(延): 145人	実施回数: 5回(全て土曜) 参加者(延): 167人	・子育てに関する知識の普及啓発やふれあい遊びの体験、参加者と「おめでた家族教室」との交流を通じて、父親の役割、夫婦での協力や思いやりの重要性を再認識できる機会となった。	・引き続き、父が参加しやすい講座の充実を図り、ほかの子育て家庭、父親との交流を図りながら、夫婦で協力しあうことを学ぶ場として、継続実施する。	A	こども家庭支援課
		離乳食セミナー	子どもの食べる意欲、消化吸収等の身体の発達、情緒の発達、発語等を促す食事の大切さを伝え、食育からの支援を行います。	—	事業の実施回数: 21回 参加人数: 550人	事業の実施回数: 18回 参加人数: 479人	・家庭でも食育を実践する意欲を育めるよう努めた。 ・参加者アンケートからは試食ができ、実際の作り方を具体的に学ぶことができよかった等の感想が多く聞かれた。家でも実践できそうとの回答は99.0%であった。 ・新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、3回休止となった。	・離乳食についての理解や認識を深め、食生活の支援と不安の解消に努める。	B	こども家庭支援課
		幼児食と歯のセミナー	食べることからのむし歯予防を啓発し、子どもの食べる意欲、身体、情緒、ことばの発達を促す食事の大切さを伝え、食育としての支援を行う。	—	実施回数: 10回 参加人数: 150人	実施回数: 8回 参加人数: 108人	・「早寝、早起き、朝ごはん」の生活習慣づくりの重要性を伝え、虫歯予防との関連性も学ぶことから、家族で生活習慣も見直す機会となっている。 ・新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、2回休止となった。	・幼児期における望ましい食生活についての理解や認識を深め、子どもを含めた家族全体の食生活改善を促し、共食を通じた食支援に努める。	B	こども家庭支援課

計画書掲載頁	計画書項目	具体的支援策等	事業内容	計画における令和元年度目標確保(見込)量	各課等の令和元年度目標確保量	令和元年度実績確保量	令和元年度実施状況及び効果	今後の取組み(第2期計画における取組み・位置付け)	担当課等の評価	担当課等
P50		親子育児教室	集団の特性をいかした自由遊び・親子体操・課題遊び・紙芝居等の遊びを通じた親子支援を行います。	—	実施回数：36回	実施回数：33回 参加人数：713人	・子どもの発達に合わせた遊びの提供や個別相談を通じて、育児不安や発達の心配などにきめ細やかに対応した。 ・専門職と相談をしながら発達を見守りたい人が多く、参加実人数は増え、また父親の参加も多かった。 ・新型コロナウイルス感染拡大予防のため、3回休止となった。	・子どもの発達や関わり方に不安を感じている家庭に合った支援の一つとして、引き続き丁寧に相談や集団の特性を生かした事業に努める。	B	こども家庭支援課
		育児相談事業	子育てサロン(ほっとサロン等)からの協力依頼により、地区担当保健師が育児相談等に応じます。	—	依頼に応じた実施 実施回数：24回 参加人数：532人	実施回数：25回 参加人数：651人	・地域で子育て支援をする民生委員等との連携により、地区担当保健師等が、出向く形で親子が生活する身近な場所での相談対応に努めた。	・引き続き、地域の子育て支援者との連携により、不安を軽減し、保護者が自信を持てるよう親子支援に努める。	A	こども家庭支援課
		幼稚園における楽しい食育事業	食育キャラクターを作成し、年長児を対象に「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを伝える食育を実施し、就学までの子どもの健やかな成長・発達への切れ目のない継続した支援を行います。併せて、保護者へ「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを伝え、子育てを支援します。	—	実施回数：27回 参加者人数：1,500人	実施回数：21回 参加者人数：1,278人	・多くの園児や未就園児とその保護者に対して実施することができた。 ・食育キャラクターを活用することで、楽しみながら食について学ぶことができ、興味や関心を高めることにつながっている。	・「認定こども園、幼稚園、保育所等における楽しい食育事業」に変更。 ・引き続き各園と連携し、食育キャラクターを活用して事業を実施し、子どもや保護者が楽しみながら望ましい食習慣づくりができるよう支援する。	B	こども家庭支援課
	5-2-(2)	はだの生涯元気プラン(秦野市食育推進計画)推進事業	プランの進行管理や、プランに基づく食育事業により、子育て支援の充実を図ります。	—	第2次はだの生涯元気プラン(秦野市食育推進計画)の進行管理	第2次はだの生涯元気プランの進行管理	・第2次はだの生涯元気プランについて、庁内会議及び委員会を各1回開催し、進行管理を行った。	・次期プランを策定し、庁内会議及び委員会において進行管理を行う。検討によって得られた意見を反映させていく。	A	こども家庭支援課
P51		予防接種事業	疾病予防のため予防接種法に基づく予防接種を実施する。	—	接種率(抜粋) ヒブ1回目：94.1% 小児用肺炎球菌1回目：94.2% BCG：92.3% 麻疹・風しん1期：94.3%	接種率(抜粋) ヒブ1回目：93.0% 小児用肺炎球菌1回目：93.2% BCG：98.2% 麻疹・風しん1期：93.0%	・予防接種法に基づき、乳幼児や小中学生に各種予防接種を実施。また、国の緊急事業として、成人男性に対し第5期風しんの抗体検査及び予防接種を開始。	・接種率向上のため、引き続き接種勧奨を行う。	B	こども家庭支援課
		小児医療費助成事業	子どもの健康の維持及び健全な育成を支援するため、入院・通院にかかる費用の保険適用を受ける医療費自己負担分を助成します。	—	助成対象者：18,400人 助成件数：273,940件 助成費：530,254,000円	助成対象者：17,212人 助成件数：233,073件 助成費：491,189,408円	・平成31年4月1日から、通院の助成対象を中学校3年生までに拡大した。	・引き続き、小児が安心して医療を受けることができる環境整備を図るとともに、助成制度の拡充等については、近隣自治体の状況や社会情勢を見極めていく。	B	子育て総務課
		小児救急医療体制整備事業	休日の終日及び平日夜間における入院を要する小児救急医療については、秦野伊勢原医師会の事業地域において、空白がないよう受入れ態勢を整え、実施していきます。また、入院を要しない場合は、秦野伊勢原医師会が休日夜間急患診療所において救急医療を実施します。	—	平日夜間：290日 休日昼間：76日 休日夜間：76日	平日夜間：290日 休日昼間：76日 休日夜間：76日	・休日の終日及び平日夜間における入院を要する小児救急医療については、秦野伊勢原医師会の事業地域において、空白がないよう受入れ態勢を整え、実施出来た。 ・入院を要しない場合は、秦野伊勢原医師会が休日夜間急患診療所において救急医療を実施してきた。	・休日の終日及び平日夜間における入院を要する小児救急医療については、秦野伊勢原医師会の事業地域において、空白がないよう受入れ態勢を整え、実施していく。 ・入院を要しない場合は、秦野伊勢原医師会が休日夜間急患診療所において救急医療を実施していく。	A	健康づくり課

計画書掲載頁	計画書項目	具体的支援策等	事業内容	計画における令和元年度目標確保(見込)量	各課等の令和元年度目標確保量	令和元年度実績確保量	令和元年度実施状況及び効果	今後の取組み(第2期計画における取組み・位置付け)	担当課等の評価	担当課等
P51	5-2-(2)	青少年非行防止	非行防止のための各種啓発用パンフレットの作成・配布、青少年に有害な社会環境の実態調査や非行防止意識の高揚を図るための講演会など、環境浄化に向けた取り組みを進める。また、非行防止のための街頭指導を推進していく。	—	啓発パンフレット：3,000枚作成 社会環境調査の実施 ・書店：7店舗 ・インターネットカフェ・まんが喫茶：1店舗	啓発パンフレット：3,000枚作成 社会環境調査の実施 ・書店：7店舗 ・インターネットカフェ・まんが喫茶：1店舗	啓発パンフレットの状況 ・「ケータイ スマホ」の適切な利用に関するパンフレット3,000枚作成し市内13の小中学校5～6年生に配布し、家庭内での注意喚起を促した。 社会環境調査の実施状況 青少年の社会環境を把握するため、市内の関係店舗の実地調査を行い県に報告した。	引き続き、非行防止のための啓発活動を継続して行う。	A	子ども育成課
		地域・団体活動の推進	青少年が地域でともに学び育つ心を養っていくために、中学生及び高校生を中心とした青少年リーダーの養成と自主的に活動している団体に対する支援体制の一層の充実に努める。	—	・青少年指導員 全体研修会：2回 ・秦野市子ども会育成連絡協議会 補助金：528,000円(子ども会：38単位 会員数：1,826人、高校生：11人、中学生：188人、小学生：1410人、幼児：217人)	・青少年指導員 全体研修会：2回 ・秦野市子ども会育成連絡協議会 補助金：528,000円(子ども会：38単位 会員数：1,826人、高校生：11人、中学生：188人、小学生：1410人、幼児：217人)	・青少年指導員全体研修会2回実施 子どもたちの活動を支える青少年指導員のスキルアップを目的に全体研修会を開催した。 ・秦野市子ども会育成連絡協議会へ助成し、その活動を支援した。	地域における青少年育成のための諸団体相互の連絡・協力を図り、地域ぐるみの青少年育成活動を支援していく。	A	子ども育成課
		放課後子ども教室の推進	放課後の安全・安心な子どもたちの活動拠点(居場所)の確保を図り、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	—	年間26回実施 1回あたり25名の参加を目指す。	年間26回実施 参加人数延べ810名(内訳児童延べ642名、延べボランティア168名) 1回あたりの参加者約31名で概ね目標を達成した。	・上小学校の児童を対象にかみ放課後子ども教室を学校・家庭・地域住民等と協働で実施し、地域住民との交流活動を通じて、子ども達を育む取り組みを行った。また、関係団体と連携して、子ども達が地域社会で心豊かで健やかに育まれる環境づくりに努めた。	ボランティアや関係団体等らと連携し、子ども達が健やかに育まれる環境づくりに継続して取り組む。	A	生涯学習課
P53	5-3-(2)	ブックスタート事業	7か月健康診査において、絵本を開く楽しい体験とともに、絵本を贈呈し、親子のふれあいを支援する。	—	健診対象者への絵本配布率：98%	健診対象者への絵本配布率：99.31%	・絵本の読み聞かせを通じて、赤ちゃんとの大切な時間を、参加された保護者一人ひとりに体験していただくことができた。	・ボランティア等の協力を得て、市内みんなで子育てを応援しているというメッセージを伝えるとともに、乳児向けのおはなし会、読書等による親子の楽しいひとときの機会の充実に継続して取り組み、親子で使いやすい図書館の運営に努める。また、配布する絵本の種類を定期的に変更することで、第2子以降の保護者の選べる幅を広げ、利用者ニーズへの対応に努める。	A	図書館

計画書掲載頁	計画書項目	具体的支援策等	事業内容	計画における令和元年度目標確保(見込)量	各課等の令和元年度目標確保量	令和元年度実績確保量	令和元年度実施状況及び効果	今後の取組み(第2期計画における取組み・位置付け)	担当課等の評価	担当課等
P54	5-4-(2)	赤ちゃんふれあい体験事業	中学生が赤ちゃんとの触れ合いを体験することで、命の尊さを学び、親子の関係を考え、自分自身を見つめなおす機会とします。	—	実施回数：3回 参加人数：20名	実施回数：3回 参加人数：22名	・市内9中学校に呼びかけ、3校が参加。参加した生徒は、乳児健診に来所した母子に体験談を聞いたり、抱っこさせてもらおうといった体験ができた。自身の命の尊さや、親子の絆を考える機会となった。	・引き続き、市内中学校と連携して中学生が赤ちゃんに触れ合うことができる機会を提供する。	A	こども家庭支援課
		禁煙講演会	市内小中学校において禁煙講演会を実施し、早期からの喫煙防止教育、子どもから親への禁煙を啓発します。	—	小学校3校 中学校2校 (児童・生徒計872名に実施)	小学校3校 中学校2校 (児童・生徒計872名に実施)	・例年、依頼がある学校に加え、今年度は新規に1校が依頼があった。学校長宛てに、チラシ等で広く周知しているため依頼が増え、多くの児童生徒に喫煙防止教育を行うことができた。	・引き続き市内小中学校の児童生徒向けに、広く喫煙防止教育を実施し、若い世代の喫煙者を減らすことが、喫煙者の減少に寄与し、健康増進につながる取り組みとして実施していく。	A	健康づくり課
		薬物乱用防止教室	各小中学校において、神奈川県「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育推進事業」等を活用し、県警の少年相談員や青少年相談員等を講師として依頼し、講演会や学習会を開催する中で児童生徒に啓発を行います。	—	小・中学校22校	小・中学校16校	・薬物乱用防止教室は県警少年相談保護センターや地域の社会奉仕団体の協力のもと、市内の小中学校8校、中学校8校の計16校で実施された。 ・発達段階に合わせた継続的な薬物乱用防止教育の一助となっている。 ・新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休校のため、6校が未実施となった。	・薬物乱用防止教室は学校保健計画に位置付け、中学校においては年1回の開催を目指すとともに、小学校においても発達段階に応じた開催が可能となるよう、警察や社会奉仕団体等関係機関と連携した取組みを推進する。	C	教育指導課
		秦野市立小学校における巡回教育支援相談事業	市内の各小学校に週1回配置され、児童、保護者、教職員からの学校生活等に関する相談に応じます。	—	児童、保護者、教職員、地域住民等より電話、面談、学習支援等併せて600件を目標とし、教育指導課・教育研究所との連携を図り児童・生徒指導に取り組んだ。また、市内不登校児童生徒の分析を行った。	児童、保護者、教職員、地域住民等より電話、面談、学習支援等併せて652件の相談に対応するとともに、教育指導課・教育研究所とも連携を図り児童・生徒指導を実施した。	・市内各小学校及び幼稚園跡地に週1回程度派遣し、校内の巡回や面談及び電話による相談活動等を実施した。 ・関係機関へつなげたり、粘り強く相談に応じたりすることで児童、保護者や教職員の不安を和らげることができた。 ・不登校児童生徒の分析を進めたことで、支援の強化につなげることができた。	・教職員課の事業であるスクールサポートスタッフ派遣事業との一体化が図られたため、相談活動の実施状況及び事業成果が更に上がっていくよう、体制の見直しを行う。さらに教育支援教室や訪問型個別支援事業、小学校との連携、情報の共有等を行いながら相談事業の充実を図る。	A	教育指導課

令和元年度
秦野市子ども・子育て支援事業計画に係る具体的支援策等
実施状況報告書

令和2年 10月

編集・発行

秦野市こども健康部子育て総務課 電話0463-86-3460

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町1-3-2

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp>